

国民年金保険料 「追納」のおすすめ

国民年金保険料について、保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、定額の保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、生活にゆとりができた時は、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をおすすめします。追納することにより、定額保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

ただし、3年度目以降の分を追納するときは、承認当時の保険料に加算額がつかず。

平成23年度に追納する加算額も含めた追納額は、厚生労働省告示によって次のように定められています。

追納を希望される場合は、申請が必要です。

◆申請場所 各庁舎総合窓口
又は国民年金課（小城市庁舎）

◆必要なもの 印鑑

(単位：円)	全額免除・若年者 猶予・学生特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	備考
平成13年度の分	15,350	-	-	-	
平成14年度の分	14,760	-	7,380	-	
平成15年度の分	14,540	-	7,270	-	
平成16年度の分	14,340	-	7,170	-	
平成17年度の分	14,380	-	7,190	-	
平成18年度の分	14,440	10,830	7,220	3,610	
平成19年度の分	14,470	10,840	7,230	3,610	
平成20年度の分	14,580	10,940	7,290	3,640	
平成21年度の分	14,660	10,990	7,330	3,660	追納加算額なし
平成22年度の分	15,100	11,320	7,550	3,770	

【問合せ】国民年金課

国民年金係（小城市庁舎）

担当 嘉村・古川

☎73-8802

敬老祝い金を 支給します。

9月19日（祝）は敬老の日です。高齢者の長寿を祝福するとともに、市民の敬老意識の高揚を図ることを目的として、対象者の方に敬老祝い金を支給します。

申請の手続きは必要ありません。担当地区の民生委員が訪問し、手渡されます。

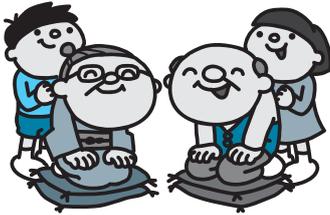
◆対象者

平成23年9月1日現在で、住民基本台帳法又は外国人登録法の規定による住民となつた日から1年以上小城市に居住し、年齢が80歳、88歳、100歳以上の方

◆支給期間

9月9日（金）
～9月16日（金）

敬老の日



◆支給額

対象年齢	支給額
80歳（昭和5年9月3日～昭和6年9月2日生）	10,000円
88歳（大正11年9月3日～大正12年9月2日生）	15,000円
100歳以上 （明治44年9月2日以前生）	30,000円

◆対象とならない場合

- ①対象者が8月31日（水）までに死亡された場合
- ②対象者が9月15日（木）までに小城市から転出された場合
- ③対象者が所在不明の場合

【問合せ】福祉課

高齢福祉係（二日月庁舎）

担当 牟田・下村

☎73-8820

●まちの話題

きれいな生け花あり がとびざいます！

小城市庁舎の正面玄関に定期的にきれいなお花を飾っていただいています。

ボランティアでお花を活けられているのは、小城の文化連盟で活動されているFD花みずき（中尾祝子代表）の皆さんです。

「家にある花で、小さい作品ですが、楽しんでいただければ」と話されています。小城市庁舎にいられた際にはぜひご覧ください。

